

新ビジョン検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、平成33年度を計画初年度とする新たな水道事業ビジョン（以下「新ビジョン」という。）を策定するにあたり、専門的見地から意見・助言を得ることを目的に、新ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、意見を述べるとともに、助言を行う。

- (1) 企業団及び企業団事業の現状に関すること。
- (2) 企業団及び企業団事業の将来のあり方に関すること。
- (3) 企業団の経営戦略に関すること。
- (4) その他新ビジョン策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9名で組織するものとする。

2 委員は、有識者並びに神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の各職員から選出された者とし、企業長が委嘱する。

3 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は委員会の座長となり、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、企業長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、検討のために必要があると認めるときは、当該事項に関し、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会の事務を処理するうえで知りえた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成31年3月1日から平成33年3月31日までとする。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、委員会において公開を相当でないと認める場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第9条 委員会の会議の傍聴を希望するものは、会場の受付で傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴の定員は、会議の都度、委員長が定める。ただし、委員長が選出されていないときは、企業長が定める。
- 3 関係行政機関及び報道機関については、傍聴者の定員に含めないものとし、委員長の指示に従い傍聴できるものとする。
- 4 報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。
- 5 報道機関が会場内の写真撮影、録画、録音等を行う場合は、会議の開始前までに限りこれを認めるものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部経営計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要と認められる事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。